

令和 8 年度市民税・県民税 申告書の書きかた

電子申告について

令和 8 年度申告分（令和 7 年中の収入に対する申告分）は右記の QR コードから電子申告することもできます。（マイナンバーカードが必要です。）

電子申告をした場合、紙の申告書を提出する必要はありません。



電子申告（市民税・県民税）はこちらから→

市民税・県民税の申告書は、以下の手順にしたがってご記入ください。

※令和 7 年中に収入がなかった方は裏面下段の通信欄を記入してください。

※住所、氏名、個人番号、生年月日、電話番号は必ず記入してください。

1 収入金額等

収入金額等とは、令和 7 年中に収入することが確定した金額のことで、給与や年金の場合は源泉徴収票に出ている支払金額になります。（下の別表 1 を参考にして、該当する収入金額等を申告書の表面右側の①～⑫に記入してください。）※収入が給与で、源泉徴収票がない場合は、申告書の裏面の 6 に記入してください。

別表 1 〈収入金額等の種類について〉

事業	①営業等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、サービス業などの営業から生じる所得のほか、各種外交員、集金人、大工、左官など
	②農業	農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育など
③不動産	アパート、マンション、ガレージ、貸家、貸し地など	
④利子	公債、社債、預金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の分配金など	
⑤配当	株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配金など	
⑥給与	給料、賃金、賞与など（アルバイト・パートも含む）	

雑	⑦公的年金等	年金、恩給など ※遺族年金・障害年金については課税の対象にならないため記入する必要はありません。
	⑧業務	副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの（作家以外の原稿料や印税など）
	⑨その他	生命保険契約に基づく年金など
総合譲渡	⑩短期	自動車、機械器具、船舶などの資産の譲渡など（取得後 5 年以内の譲渡）
	⑪長期	自動車、機械器具、船舶などの資産の譲渡など（取得後 5 年超の譲渡）
⑫一時		賞金、懸賞当選金、競馬、競輪などの払戻金、法人から贈与を受ける金品、生命保険契約に基づく一時金など

2 所得金額

所得金額とは、収入金額から必要経費などを差し引いた金額のことで、次のそれぞれの計算方法で算出されます。（算出された金額を申告書の表面右側の⑬～⑳に記入してください。）

《所得金額の計算方法》

該当する収入金額等が上の別表 1 の

- ①②③⑤⑧⑨⑩⑪⑫の場合 … 申告書の裏面の各表に記入して算出してください。
（①②③⇒裏面の 8 に記入、⑤⇒裏面の 9 に記入、⑧⑨⇒裏面の 10 に記入、⑩⑪⑫⇒裏面の 13 に記入）
- ④の場合 … 収入金額が、そのまま所得金額になります。
- ⑥の場合 … 下の別表 2 の計算式に当てはめて算出してください。
- ⑦の場合 … 下の別表 3 の計算式に当てはめて算出してください。（⑬に記入）

別表 2 〈給与の所得金額の計算式〉

収入金額（A）	所得金額（円）
～650,999	0
651,000～1,899,999	A－650,000
1,900,000～3,599,999	$A \div 4 = B$ （千円未満切捨て） $B \times 2.8 - 80,000$
3,600,000～6,599,999	$A \div 4 = B$ （千円未満切捨て） $B \times 3.2 - 440,000$
6,600,000～8,499,999	$A \times 0.9 - 1,100,000$
8,500,000～	A－1,950,000

別表 3 〈公的年金等の所得金額の計算式〉

年齢	収入金額（A）	所得金額（B）（円）
65 歳未満 ※昭和 36 年 1 月 2 日以後生まれ	～1,299,999	A－600,000
	1,300,000～4,099,999	$A \times 0.75 - 275,000$
	4,100,000～7,699,999	$A \times 0.85 - 685,000$
	7,700,000～9,999,999	$A \times 0.95 - 1,455,000$
65 歳以上 ※昭和 36 年 1 月 1 日以前生まれ	～3,299,999	A－1,100,000
	3,300,000～4,099,999	$A \times 0.75 - 275,000$
	4,100,000～7,699,999	$A \times 0.85 - 685,000$
	7,700,000～9,999,999	$A \times 0.95 - 1,455,000$

※公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は以下の式で計算します。

- 1,000 万円超～2,000 万円以下：（B）＋10 万円
- 2,000 万円超：（B）＋20 万円

《所得金額調整控除》

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。申告書裏面の14に記入してください。

(1) 給与等の収入金額が850万円を超え、次の1から3のいずれかに該当する場合

1. 特別障害者に該当する
2. 年齢23歳未満の扶養親族を有する
3. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額＝（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%

(2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝（給与所得金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得金額（10万円を超える場合は10万円）－10万円

3 所得金額から差し引かれる金額に関する事項

次の各控除のうち該当するものがあれば、内容を申告書の表面の左側の各記入欄に記入してください。

㊤雑損控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が、災害や盗難・横領により住宅や家財などに損害を受けた場合に対象となり、『差引損失額－所得金額の10%』と『差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円』のいずれか多い方が控除額となります。

㊥医療費控除

(1) 従来の医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った『医療費（支払った医療費－保険等で補てんされた額）』から『所得金額の5%』又は『10万円』のいずれか少ない方の額を差し引いた額が控除額となります。（控除の限度額は200万円です。）

※医師が治療のために必要と認めた場合は、保険診療外（自己負担額）でも対象となる場合があります。

(2) セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行った場合、あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った『特定のOTC医薬品購入額』から『1万2千円を超えた額』が控除額となります。（控除の限度額は、8万8千円です。）

※（1）と（2）を同時に利用することはできません。どちらかにチェックしてください。

㊦社会保険料控除

あなたが支払った社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金、雇用保険など）の全額が控除額となります。

㊧小規模企業共済等掛金控除

あなたが支払った小規模企業共済制度に基づく共済掛金などや心身障害者扶養共済の掛金の全額が控除額となります。

㊨生命保険料控除

あなたが保険契約に基づいて支払った、一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険の掛金をもとに下記の計算式に当てはめて算出した額が控除額となります。

(1) 平成24年1月1日以降に締結したもの

一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除はそれぞれ右の別表4-1〈新契約〉の計算式に当てはめて算出した額が控除額となります。（一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除は、それぞれ2万8千円が限度額で、合計の生命保険料控除は7万円が限度額です。）

別表4-1 〈新契約〉

支払った保険料等(A)	控 除 額 (円)
1～12,000	Aの全額
12,001～32,000	$A \times 0.5 + 6,000$
32,001～56,000	$A \times 0.25 + 14,000$
56,001～	28,000

(2) 平成23年12月31日以前に締結したもの

一般生命保険料控除、個人年金保険料控除はそれぞれ右の別表4-2〈旧契約〉の計算式に当てはめて算出した額が控除額となります。（一般生命保険料控除、個人年金保険料控除は、それぞれ3万5千円が限度額です。）

別表4-2 〈旧契約〉

支払った保険料等(A)	控 除 額 (円)
1～15,000	Aの全額
15,001～40,000	$A \times 0.5 + 7,500$
40,001～70,000	$A \times 0.25 + 17,500$
70,001～	35,000

※新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は（1）と（2）のそれぞれの計算式で求めた合計額（各控除は2万8千円が限度額で、合計の生命保険料控除は7万円が限度額です。）

㊩地震保険料控除

あなたが支払った地震保険契約の保険料や掛金の合計額、旧長期損害保険契約の保険料や掛金の合計額（割戻金等は差し引く）をもとに、右の別表5の計算式に当てはめて算出した額が控除額となります。（合わせて2万5千円が限度額です。）

※旧長期損害保険契約とは、平成18年末までに契約した保険期間が10年以上で満期返戻金のあるものをいいます。

別表5 〈地震保険料控除額の計算式〉

	支払った保険料等(A)	控 除 額 (円)
地震	1～50,000	$A \times 0.5$
	50,001～	25,000
旧長期	1～5,000	Aの全額
	5,001～15,000	$A \times 0.5 + 2,500$
	15,001～	10,000

③① 寡婦・ひとり親控除

寡婦控除	次の条件全てを満たす方	・夫と離婚後再婚していない ・扶養親族（子以外）を有する ・前年の合計所得金額が500万円以下	控除額
	次の条件全てを満たす方	・夫と死別後再婚していない ・前年の合計所得金額が500万円以下	26万円
ひとり親控除	次の条件全てを満たす方	・内縁の夫（妻）がいない ・扶養親族である子を有する ・前年の合計所得金額が500万円以下	30万円

③② 勤労学生控除

次の条件全てを満たす方（令和7年12月31日現在）	控除額
・大学、高等学校等に通っていて勤労による給与所得等（事業所得、雑所得）がある ・前年の合計所得金額が85万円以下 ・合計所得金額のうち自己の勤労によらない所得（不動産、利子、配当等）が10万円以下	26万円

③③ 障害者控除

普通障害者控除	①「精神障害」・「知的障害」・「身体障害者」・「戦傷病」手帳の交付を受けている方 ②原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方 ③常に就床し複雑な介護を要する方、65歳以上で知的障害・身体障害に準ずるものとして市町村長などの認定を受けた方	控除額
		26万円
特別障害者控除	普通障害者控除に該当する方の中で「身体障害者手帳1・2級」「療育手帳A」「精神障害者福祉手帳1級」「戦傷病者手帳の特別項症～第3項症」の交付を受けている方、又は特別障害者に準ずると認定を受けた方	30万円
同居特別障害者控除	特別障害者控除に該当する配偶者、扶養親族と同居している場合	53万円

③④ 配偶者控除

生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）で、前年の合計所得金額が58万円以下である場合に下記の控除が受けられます。 ※内縁関係の妻（夫）は、配偶者に該当しません	控除額
配偶者控除 （配偶者が69歳以下（昭和31年1月2日以後生まれ））	納税者の合計所得が900万円以下 33万円 納税者の合計所得が900万円超～950万円以下 22万円 納税者の合計所得が950万円超～1,000万円以下 11万円 納税者の合計所得が1,000万円超 0円
老人配偶者控除 （配偶者が70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ））	納税者の合計所得が900万円以下 38万円 納税者の合計所得が900万円超～950万円以下 26万円 納税者の合計所得が950万円超～1,000万円以下 13万円 納税者の合計所得が1,000万円超 0円

③⑤ 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合に対象となり、あなたと配偶者の合計所得金額に応じて下の別表6の額が控除額となります。

別表6 〈配偶者特別控除額〉

配偶者の合計所得金額	【控除額】 納税者の合計所得金額 900万円以下	【控除額】 納税者の合計所得金額 900万円超 950万円以下	【控除額】 納税者の合計所得金額 950万円超 1,000万円以下	【控除額】 納税者の合計所得金額 1,000万円超
58万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円	0円
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円	0円
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円	0円
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円	0円
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円	0円
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円	0円
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円	0円
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円	0円
133万円超	0円	0円	0円	0円

③⑥ 扶養控除

生計を一にする配偶者以外の16歳以上の親族（事業専従者を除く）で、前年の合計所得金額が58万円以下である場合に下記の控除が受けられます。	控除額
一般扶養控除 16歳～18歳（平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれ）	33万円
特定扶養控除 19歳～22歳（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）	45万円
一般扶養控除 23歳～69歳（昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれ）	33万円
老人扶養控除 70歳～（昭和31年1月1日以前生まれ）	別居 38万円 同居 45万円
老人扶養親族に該当する扶養親族が同居し、かつ、あなたかあなたの配偶者の直系尊属である場合	

※上記の扶養親族等で別居している扶養親族等については、申告書裏面5の「別居の扶養親族等に関する事項」も記入してください。

※市民税・県民税の非課税限度額の算定においては、16歳未満（平成22年1月2日以降生まれ）の扶養人数も含まれますので、16歳未満の扶養親族（年少扶養）がいる場合は、申告書に記入してください。

特定親族特別控除

あなたと生計を一にする特定親族(平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ)の合計所得金額が58万円超123万円以下である場合に対象となり、特定親族の合計所得金額に応じて下の別表7の額が控除額となります。

別表7〈特定親族特別控除額〉

特定親族の合計所得金額	控除額	特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超～95万円以下	45万円	110万円超～115万円以下	11万円
95万円超～100万円以下	41万円	115万円超～120万円以下	6万円
100万円超～105万円以下	31万円	120万円超～123万円以下	3万円
105万円超～110万円以下	21万円	123万円超	0円

③⑥基礎控除

前年の合計所得金額が2,500万円以下であるすべての方に適用されます。あなたの合計所得金額に応じて下の別表8の額が控除額となります。

別表8〈基礎控除額〉

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

4 所得控除

「3 所得金額から差し引かれる金額に関する事項」にしたがって算出された各控除額を申告書の表面右側の②④～③⑦に記入してください。

5 別居の扶養親族等に関する事項

申告書の表面左側の③⑤扶養控除の[同居・別居の区別]欄で別居とした場合に記入してください。

☆ 収入が給与・公的年金等のみの人は、ここまで記入したら完成です。

★ 給与・公的年金等以外の収入がある人は、次にお進みください。

6 給与の収入金額の内訳

日雇いの土木・建築工事の作業員(大工、左官など)、アルバイト、パートなどの人や、日給制で源泉徴収をしない(所得税を徴収しない)事業所に勤務の人は記入してください。収入金額は、受け取った額ではなく保険料などを引く前の総支払額です。※申告書の表面右側の⑥にも記入してください。

7 事業専従者に関する事項

専従者控除額 … 対象となる場合は、申告書の裏面の7と、8のネに記入してください。
あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族が、事業等に1年を通して6か月を超える期間従事した場合、1人につき『50万円(配偶者の場合86万円)』と『(事業・不動産・山林所得の計)÷(専従者数+1)』のいずれか少ない方の金額が経費になります。

8 事業・不動産所得に関する事項

1ページの別表1の①営業等、②農業、③不動産のいずれかの収入がある場合に記入してください。※申告書の表面右側の①②③のいずれかと③④⑤のいずれかにも記入してください。

ア 売上(収入)金額	代金の未収入分、雑収入、パート、自家消費した商品も含む
イ 年始たな卸高	前年1月1日現在の商品(製品)
ウ 仕入金額	商品(製品)原材料の仕入金額、代金未支払分も含む
エ 年末たな卸高	前年12月31日現在の商品(製品)
キ 給料賃金	従業員の給与、賃金、手当、賞与等
ク 地代家賃	事業用の土地、建物を借用した地代、家賃
ケ 借入金利子	事業のための借入金の利子や手形割引料
コ 租税公課	事業税、自動車税、組合費(所得税、住民税は対象外)
サ 荷造運賃	販売商品(製品)の運送費用
シ 水道光熱費	事業用として使用した水道、電気、ガス等

ス 旅費通信費	販売、集金等のための交通費、電話料、郵便料等
セ 広告宣伝費	新聞折り込み、タオルなどの費用
ソ 接待交際費	事業用に使った飲食、事業のための中元、歳暮等
タ 損害保険料	事業用資産の火災保険料、事業用の自動車保険料等
チ 修繕費	事業用の建物、自動車、機械などの修理代
ツ 消耗品費	事務用品、包装紙、事業用の自動車燃料代
テ 減価償却費	事業用の建物、自動車、機械などの償却費
ト 福利厚生費	従業員の慰安、保険、衛生などに支払った費用
ナ 雑費	その他の経費等
ネ 専従者控除額	上記7「事業専従者に関する事項」を参照

9 配当所得に関する事項

1ページの別表1の⑤配当の収入がある場合に記入してください。※申告書の表面右側の⑤、⑩にも記入してください。

10 雑所得(公的年金以外)に関する事項

1ページの別表1の⑧業務、⑨その他のいずれかの収入がある場合に記入してください。

※申告書の表面右側の⑧⑨、②③にも記入してください。

11 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村、住所地の共同募金会・日本赤十字支部への寄附や市、県が条例で指定した寄附金の寄附を行った場合に記入してください。

12 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合に記入してください。

13 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

1ページの別表1の⑩短期、⑪長期、⑫一時のいずれかの収入がある場合に記入してください。

※申告書の表面右側の⑫にも記入してください。